

利用上の留意事項

この基準は、県内で栽培されている普通作物・特用作物、果樹、野菜、花き、飼料作物等の主要な作物について作成しています。

1 施肥基準の利用について

この施肥基準は、地力の中庸な土壌において目標収量を得るための標準施用量を県内統一の基準として示しています。よって、地域の栽培体系や土壌、気象などの環境条件、及び経営状況により施用量を加減する必要があります。

施肥の効果は多くの条件に左右されます。効果を最大限に発揮させるためには、作物の栄養特性と土壌の肥沃度及び理化学性を十分に考慮して、使用する肥料及びその施用時期、施用量を決定する必要があります。

2 たい肥の有効成分量を勘案した施肥設計について

環境保全型農業の推進のためには、土壌分析に基づき自園の養分状態を把握し、たい肥に含まれる肥料成分を考慮したうえで施肥設計を行い、過剰な施用を防ぐことが重要です。このため、今回の改訂では土壌診断システムを活用した土壌養分状態の把握と、たい肥を施用したときの成分補給量を前提条件に施用量を決定することとしています。なお、たい肥の種類や銘柄により成分量や肥効率は異なりますから、確認のうえ施肥設計を行いましょう。

3 記号について

栽培型と主な作業図に記入されている記号は次のとおりです。

○は種	—マルチ
x摘心	※ハウス
移移植	∩トンネル
✂整枝・剪定	∩二重トンネル
仮仮植(鉢上げを含む)	∧被覆
定定植(果樹、野菜等)	■施肥
鉢鉢植(花き等)	① ②追肥
●収穫		

4 単位等について

施用方法は、全面全層を基本としており、施肥基準の表中のN、P₂O₅、K₂Oは窒素、りん酸、加里を示し、10aあたりの成分量(kg)で示しています。